

沼津市市民憲章活動支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市市民憲章（以下「市民憲章」という。）の趣旨に沿った公益的活動を支援することにより、市民憲章の更なる普及を図るため、沼津市市民憲章推進協議会（以下「協議会」という。）が、これを実践する市民活動団体等に対する助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公益的活動」とは、市民生活の向上に寄与するため、市民活動団体等が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動をいう。

2 この要綱において「市民活動団体等」とは、市内で公益的活動を行っている自治会、NPO及びボランティア団体等であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (4) 公益の増進に寄与することを目的として非営利事業に取り組む団体であること。
- (5) 沼津市暴力団排除条例（平成24年沼津市条例第22号）第2条に規定する暴力団でないこと。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付対象となる市民活動団体等（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。ただし、前年度、助成金の交付を受けた団体は、対象外とする。

- (1) 活動拠点の事務所が市内にあり、かつ、市内での活動実績を有していること。
- (2) 5人以上で構成され、かつ、構成員のうち5人以上が市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- (3) 定款、規約、会則等の定めを有すること。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象団体が実施する事業であって、市民憲章の趣旨に沿った公益的活動に該当するものと会長が認めるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定める助成対象経費を合算した額とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象団体の維持又は運営に要する経費（施設整備費、構成員飲食費、人件費等）は、助成対象経費から除くものとする。

3 国又は他の地方公共団体から補助等を受けている事業については、同事業の対象外とする。

(助成対象事業の公募)

第6条 会長は、助成対象事業の募集にあたっては、広報ぬまづ、インターネットの利用又はその他の方法により行うものとする。

2 助成対象事業の募集に応じようとする市民活動団体等は、前項に規定する期間内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 沼津市市民憲章活動支援助成金申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 団体概要書(第3号様式)
- (4) 団体構成員名簿(第4号様式)
- (5) 誓約書(第5号様式)
- (6) 収支予算書(第6号様式)
- (7) その他会長が必要と認めた書類

(採択及び審査)

第7条 会長は、前条第2項の申込書等の提出があったときは、その内容を審査し、採択又は不採択を決定するものとする。

2 募集に応じた市民活動団体等は、沼津市市民憲章推進協議会事業選定委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める場合は、助成対象事業について委員会に対し、説明をしなければならない。

3 会長は、第1項の規定による決定に当たっては、委員会の意見を聴くものとする。

4 会長は、第1項の規定により採択又は不採択を決定したときは、市民憲章活動支援助成金採択(不採択)決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 前条第1項の規定により、採択決定を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、沼津市市民憲章活動支援助成金交付申請書(第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第6号様式)
- (3) その他参考となる資料

(交付の決定)

第9条 会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、交付を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により交付を決定したときは、沼津市市民憲章活動支援助成金交付決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成金の交付の決定を受けた後に事業の変更又は中止となる事態が生じたときは、速やかに沼津市市民憲章活動支援助成金事業変更承認申請書(第10号様式)を会長に提出し承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該変更申請内容を審査し、沼津市市民憲章活動支援助成金事業変更等承認通知書(第11号様式)により通知するものとする。

3 事業の変更又は中止を承認したときは、助成金の交付の決定を受けた者に、すでに交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(実績報告)

第11条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、沼津市市民憲章活動支援助成金実績報告書(第12号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第12号様式その2)
- (2) 収支決算書(第12号様式その3)
- (3) 領収書の写し
- (4) その他会長が必要と認めた書類

(助成金の額の確定)

第12条 会長は、前条に規定する実績の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、沼津市市民憲章活動支援助成金交付額確定通知書(第13号様式)により通知するものとする。

(活動報告)

第13条 助成金の交付の決定を受けた者は、協議会の総会において、助成事業の活動内容を周知するよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

別表

経費の区分	費目
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼等
旅費	交通費
消耗品費	文具費、日用品費、材料費等
印刷製本費	チラシ、広報、資料等の印刷費及びコピー代等
通信運搬費	郵便、宅配便等の運搬用費用
食糧費	講師、専門家、出演者等の食事代等
燃料費	機器の燃料、ガソリン代等
使用料及び賃借料	会場使用料、器材使用料等
保険料	ボランティア保険等
備品購入費	事業の実施にあたって、真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかになっている場合は、その経費の2分の1を対象とする。
雑費	支払手数料、振込手数料等
その他経費	その他会長が必要と認める経費